

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する
法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案に関する
御意見の募集の結果について

令和 4 年 9 月 8 日
厚生労働省年金局
事業管理課

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案」に関し、令和 4 年 6 月 28 日から 7 月 27 日まで御意見を募集したところ、計 4 件の御意見を頂きました。

募集期間中に寄せられた御意見と御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係
省令の整備に関する省令案（仮称）」に対する意見募集に対して提出された意見及び厚労省の考え方
（令和４年６月28日から同年７月27日まで意見募集）

○提出意見：４件（件数は意見提出者数）

案に対する意見	厚労省の考え方	意見提出 を踏まえ た案の修 正の有無
マイナンバーカードと紐づけた口座に振り込むことを前提として、それ以外の支給方法は手数料を取るような形にしていく。そうでもしないといつまでたってもマイナンバーカードが普及しないと思う。 全員がマイナンバーカードで紐づけた口座に振り込めるようになるのかなり良い未来が想像できると思う。	ご意見につきまして、今後の制度の参考とさせていただきます。	無
引き落としではなく振込なら必要即対応すべきと考えます。 複数の変更手続きを行う必要が減るのは良いことかと思います。	ご賛同のご意見として承ります。	無
口座登録の対象に在日外国人高齢者給付金や生活保護費を入れないのはなぜか。	お尋ねについては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第２条第２項の規定に基づく公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和３年デジタル庁令第10号）第２条第６号において「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施」が対象とされています。一方で、在日外国人高齢者給付金については、地方公共団体独自の取組であり、厚生労働省においては所管外のためお答えできません。	無
国民健康保険法施行規則、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則、児童手当法施行規則、介護保険法施行規則が抜けているが、この4規則も追加すべきではないか。上げなかった理由があるのか？ 国民健康保険については市区町村国保だけではなく国保組合もあるため健康保険法施行規則があるなら国民健康保険法施行規則を追加しても問題ないのではないか。 後の施行規則についても被保険者等の利便性を考えた場合、同じ時期に同じ窓口で手続きを行うことがあるが（児童手当と児童扶養手当等）片方が使えてもう片方が使えないと言う不便が生じる恐れがあること。事務軽減やせっかく作った制度でもあるので関連する上記の規制も追加することを意見とします。	今般の省令改正については、厚生労働省所管の省令に申請書の記載事項や申請様式等を規定しているものが対象です。そのため、省令以外の通知やマニュアル等において申請書の記載事項や申請様式等を示しているものについては、別途通知やマニュアル等を改正することにより、公金受取口座の利用を希望する旨の意思の有無などを確認することができるよう必要な措置を行うこととしており、お尋ねの４規則についても同様です。	無
この規制に関するもので被保険者等が死亡した場合等に発生する未支給の保険給付や死亡後に発生する保険給付に関して、相続人や喪主等の請求者自身が口座情報を登録していた場合にはこの制度を使うことができるのか？また、法人も葬祭料、葬祭費などで請求者になる事があるが法人が仮に登録していた場合に使うことが可能なのか？使える場合には死亡者自身がこれを使っていなくても使えると周知した方が良いと思われる。	相続人等の口座情報の利用については、各制度において給付金の受取人として認められる場合には、公金受取口座制度の利用は可能であると考えますが、詳細につきましては、各制度所管において検討の上で必要な周知をさせていただきます。 また、法人口座の利用については、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下、「公金受取口座登録法」）第２条第５項にて、公金受取口座の登録対象となるのは、個人口座のみとしております。マイナンバー制度による情報連携により、行政機関等に口座情報の提供を行うこととしていところ、法人の口座情報等は、マイナンバー制度の対象外であるため、公金受取口座登録法では、法人口座を使用することはできません。	無
納めすぎの保険料の還付がある場合に現行では口座番号等を記入していることが多いが還付でもこの制度を使うことができるのか？できるならそれも明示した方が良いと思われます。（健康保険、雇用保険、国民年金などで還付発生する可能性があり）	お尋ねについては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第２条第２項の規定に基づく「公的給付の支給等」に該当する場合には対象となります。 また、今後は、デジタル庁ホームページにおいて「公金受取口座の利用が可能な給付金等一覧」の掲載を行うなど周知を行ってまいります。	無

（以上）